

○国土交通省告示第三百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道47号改築工事（新庄古口道路・山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野地内から同村大字古口字皿島地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野、大字蔵岡字野中沢及び字野中沢前山並びに大字古口字皿島国有林及び字皿島地内
- 2 使用の部分 山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野、大字蔵岡字野中沢及び字野中沢前山並びに大字古口字皿島国有林及び字皿島地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県新庄市大字本合海字三森下地内の福宮インターチェンジ（仮称）から最上郡戸沢村大字古口字上真柄地内の古口交差点（仮称）までの延長10.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道47号改築工事（新庄古口道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道47号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、大崎市、新庄市等を経由して酒田市に至る延長約185kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する最上地域は、なめこの生産が盛んであり、主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、仙台市、石巻市等から、汚染土壌、鉄スクラップ等のリサイクル資源が、本路線等を利用しリサイクル関連企業が数多く存する酒田港周辺へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が整備され、物流の効率化等に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成17年2月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヒシクイ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。カモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、同様の生息環境が周辺に広く分布していることなどから、影響は極めて小さいとされている。ヒシクイ、オジロワシ、オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていないことなどから影響は極めて小さいとされている。クマタカについては、営巣が確認されていることか

ら、起業者は、モニタリング調査を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ミチノクサイシン、ミズマツバ及びミズオオバコ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、このうち7箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る3箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良い道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、福宮インターチェンジ（仮称）から升形インターチェンジ（仮称）までの区間においては北側案及び南側案（申請案）の2案、升形インターチェンジ（仮称）から津谷インターチェンジ（仮称）までの区間においては北側案（申請案）及び南側案の2案、津谷インターチェンジ（仮称）から古口交差点（仮称）までの区間においては北側案及び南側案（申請案）の2案による検討がそれぞれ行われている。各区間において両案を比較すると、いずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間が存在するほか、自然災害等による

通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、新庄市長を会長とする国道47号・新庄酒田地域高規格道路整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県最上郡戸沢村役場